

熊本県公報

号外 第 22 号の 6
平成 16 年 3 月 31 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令

- 熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………(職 員 課) 1

本号で公布された訓令のあらまし

◇熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理規程を定めているが、産業医は、熊本県立大学以外の出先機関で、熊本市に所在するものにおいて、健康センターの長の職にある者を充てることとしているが、健康センターが廃止されたことに伴い、精神保健福祉センターの長の職にある者をこれらの出先機関の産業医に充てることとした。
また、国の労災認定基準の改正を受け、本県においても長時間の時間外勤務による職員の健康障害を防止することを目的として、「長時間勤務による健康障害防止対策実施要領」を定めたことに伴い、産業医の業務が増えるため本庁の産業医を3人選任することとしたため、本庁衛生委員会の委員である産業医については、本庁の産業医のうちから本庁総括安全衛生管理者が指名することとした。

訓 令

熊本県訓令第 21 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 16 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員安全衛生管理規程(平成2年熊本県訓令第2号)の一部を次のように改正する。
第13条第2項中「労働省令」を「厚生労働省令」に、「健康センター」を「精神保健福祉センター」に改める。
第18条第1項第3号中「産業医」の次に「のうちから本庁総括安全衛生管理者が指名する者」を加える。

附 則

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

